

予算特別委員会

令和8年1月28日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和8年1月28日(水) 午前10時25分 開会
午前11時13分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	杉本	訓規
委員	木村	公
〃	西川	善浩
〃	梨本	洪珪
〃	吉村	始
〃	谷原	一安
〃	川村	優子

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	増田	順弘
議員	福本	善之
〃	靄本	義明
〃	速水	一生
〃	奥本	佳史

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	東	錦也
教育長	椿本	剛也
企画部長	高垣	倫浩
企画政策課長	西川	直孝
財務部長	内蔵	清
保健福祉部長	中井	智恵
社会福祉課長	能海	正男
産業観光部長	植田	和明
商工観光プロモーション課長	増田	智宏

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米 田 匡 勝
書 記	神 橋 秀 幸
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第1号 令和7年度葛城市一般会計補正予算(第8号)の議決について

開 会 午前10時25分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。議員の皆様、また理事者の皆様方、定刻にお集まりいただきましてありがとうございます。本日、臨時会の休憩時間に行われますこの予算特別委員会、ただいま昨日から衆議院が選挙が告示されて、国民また市民の方々、政治に対する見方というのをいろいろお持ちであろうかと思えます。この委員会におきましても、慎重に審議いただきますようよろしくお願いをして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員外議員の紹介をいたします。手前から福本議員、奥本議員、速水議員、鶴本議員。

発言される場合、必ず挙手いただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただき、必ずマイクに近づけてから発言されるようお願いをいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

発言につきましては、簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮に協力いただくようお願いをいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第1号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

内蔵部長。

内蔵財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の内蔵です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となっております議第1号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億308万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205億7,892万9,000円とするものでございます。また、第2条は繰越明許費の設定でございます。

それでは、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

歳出から説明させていただきます。2款総務費、1項1目一般管理費で補正額は191万4,000円で、こちらは訴訟に係る弁護士費用でございます。

続きまして、その下になります。同じく2款1項13目地方創生臨時交付金事業費で補正額は4億116万8,000円で、こちらは国からの交付金を活用し、市民の皆様へ地域振興券を配布するものでございます。なお、この事業につきましては、4ページにおきまして繰越明許費の設定をしております。

続きまして、歳入になります。事項別明細書の5ページをお願いいたします。

14款国庫支出金でございます。2項1目総務費国庫補助金で歳出、地域振興券の配布事業に係る地方創生臨時交付金4億116万8,000円でございます。

続きまして、19款繰越金、1項1目繰越金で、前年度繰越金で収支の調整をしております。

以上で一般会計補正予算（第8号）につきましての説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

吉村委員。

吉村委員 よろしく申し上げます。

2点お伺いをいたします。両方とも6ページ、2款1項ですね。1つ目が1目一般管理費の12委託料です。各種相談事業の訴訟弁護士委託料についてお伺いいたします。これ、各種相談事業、これのことについて、内容、どういったものなのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、同じく13目地方創生臨時交付金事業費のクーポン券発行等業務委託料です。先ほど、これにつきましては、国からの交付金を活用しての地域振興券を配布をするというふうなことでありました。令和7年度に応援かつらぎクーポン、5月15日から8月31日までだったと思いますけれども、今回の対象人数、それから1人当たりの金額、それからあと実施の期間、それからあと今回の内訳ですね。郵送料費とか、それから委託費が必要だと思えますけれども、この内訳についてお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員のご質問にお答えいたします。これは、奈良県が原告の監査を実施した結果、原告が介護給付費を不正に受領していたと判断し、奈良県発出の監査の結果通知を受けて、本市から原告に対して行った介護給付費返還命令等を取り消す介護給付費返還命令取消し等請求事件として、原告が奈良地方裁判所に訴えを起こされたことによる訴訟の弁護士費用、着手金、報酬でございます。

以上となります。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの2つ目の質問でございます。クーポンに関しましては、対象人数が3万7,700人。こちらに対しまして、1人当たり1万円のクーポン券を配布させていただきます。実施の期間といたしましては、現在、予定ではございますが、5月の中旬から9月の末までを予定しております。

事業費の内訳でございます。4億116万8,000円のうち、クーポン券代が3億7,700万円、郵送料といたしまして900万9,000円、委託料といたしまして1,515万9,000円でございます。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 まず、こちらの訴訟弁護士委託料につきまして、奈良県の監査によって不正受領があって、それに対して原告の方が訴訟されるということで理解いたしました。今回、担当される弁護士、この選任の経緯についてお伺いをいたします。

それから先ほど、期間が9月末までというふうに伺いました。去年は8月末であって、1か月間長いのですけれども、その理由について、なぜそのようにされるのかお伺いいたします。

藤井本委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海です。よろしくお伺いいたします。

お答えとしましては、市の顧問弁護士をしていただいております、奈良県から監査の結果通知が届いていた当初から、本市が当該事業所に対してどのようにこの案件を進めていくかのご相談をさせていただいております。弁護士事務所には複数名の弁護士が所属しており、今回のような訴訟にたけておられる弁護士が所属されているとお聞きしております。

以上となります。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

先ほどの委員からのご質問でございます。1か月間、一応予定としては延長させていただく予定でございますが、こちらに関しましては、クーポン券の金額が前回の実施のときよりも大きく増加するということもありまして、利用者の利便性と利用率の向上を考慮いたしまして、コールセンターの設置期間につきましては1か月間延びてしまうので、経費といたしましては増加はしてしまうのですけれども、それを差し置いても利用期間が長いほうがよいのではないかとということで増やさせていただいております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 地域振興券につきましては、前回2,500円だったと思います。4倍になっていますので、それだけ使うのに期間がかかるというふうなことで承知いたしました。滞りなくこちらの地域振興券については、この事業を行われることをご尽力いただきますようお願いいたします。

それからあと、先ほどの訴訟につきましては、障がいに係る事業所との係争ということで理解をいたしました。個別の事案となって、詳細についてはお答えいただくということとはできないというふうに承知しておりますので、担当弁護士と連携しまして十分な対応をさせていただきますようお願いいたします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

西川委員。

西川委員 お疲れさまでございます。

私も6ページの歳出、2款1項で13目の地方創生臨時交付金事業というところでお伺いを

させていただきますけども、まずこれ、数回されています。コロナ禍のときからでもされていますけども、これの効果を、どういう声があったのかというところをお聞かせ願いたいというところと、あとなぜ今回も、まあこれ、物価高対応策というところから出てきているんですけど、市内消費活性化事業を、このクーポンとして選ばれたというところを聞かせていただきたいというところ。取りあえずその2点お願いします。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。どうぞよろしく申し上げます。

効果でございます。効果につきましては、目的のとおりでございます。食料品価格等の物価高騰というのの影響を受けた市民や事業者に対しての支援ということが大きな目的でございます。

この金額につきましては、市内での事業者に対しまして市民さんに消費をしていただくというところで考えております。例えば、物価高に関しましては、1万円の商品が1万2,000円になりましたというときに、2,000円上がった分に関しまして消費者の方に支援をさせていただくというところがありますので、それをクーポンでやることによりまして、市内での事業所に限定した上で消費をしていただくというところの効果が一番大きいところかなと思っております。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしく願いいたします。

クーポンを選んだ理由ということで、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、この物価高騰対応地方創生臨時交付金につきましては、11月21日に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策ということで、国からこういう生活者や事業者を支援する交付金を拡充するというところで同日通知がございました。この同日の通知を受け、庁内に11月25日付で一旦事業を検討してくださいということで、各課にメールを投げて依頼しております。その後、12月16日に国会にて今度補正予算が成立したことを受けて、再度、今度、金額を精査して出してくださいということで、12月24日締めで一旦各課のほうに再度依頼をかけております。提出事業は幾つかあったんですけども、その中から今回やはり物価高騰に困っている皆さんを助けるということで、この市内消費活性化事業が一番いいんじゃないかということで決定したところでございます。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 すいません、僕、これまでやっていたことの効果検証みたいなことをお聞かせ願いたかったんですけど、それもう一回。今までずっとやってこられていましたやんか。それがどういう市民の反応があったかというところを聞かせていただきたいっていうのが先ほどの質問の趣旨なんですけど、それまたお答えしていただきたいなと思います。

それと、先ほど吉村委員の質問の中で、市民の利便性とか利用率というところを向上させ

るということが答弁であったんですけども、これ、何で現金給付というのは駄目なんですかということなんです。奈良市は恐らく5,000円かな、現金給付というところで決められたと思うんですけども、やっぱり利便性、利用率って考えたらそういう選択肢もあったんじゃないかと。例えばVISAカードとかでもいいですし、そういう使い勝手がいい形。例えばそういう印刷費とかでも先ほど、経費もかかるわけですので、その辺は検討で上がってきたんかどうかということも聞かせていただきたい。ちょっとここで市民というか、いろんな声があるんですけど、全部の店、飲食店とかいうのが全部網羅できてないんですね。その中で、やっぱり私たち知らなかったということも聞くところもあるんです。だからその辺も考えたら今回は、コロナのときは恐らくやっぱり市内の消費活性というところで、経済循環させて市内のあれを回さなあかんということはもちろん分かるんですけど、今、物価こんだだけ、1万円のクーポンなんです。1万円の現金給付でやっぱりいろんなところで使い勝手がいいようにもっとしたらいいんじゃないかなというふうに考えているんですけど、その辺どう考えられたのかということですよ、検討。その辺聞かせていただきたいなと思います。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 すいません、商工観光プロモーション課、増田です。

先ほどの効果検証というところでございます。過去数度、数年でここさせていただいております。効果検証、具体的なところはアンケートも取ったこともございます。こちらのアンケートにおきましては、スーパーであったりドラッグストアとか大型店でのご利用というのが非常に多くて、63%ぐらいが大型店による買物、つまり、ふだん日常で消費されているところでの消費ということがかなり多かったのかなというところでございます。ということで、通常の高額が上がりましてということに関しまして、日常の生活、貯蓄に回すわけではなくて、日常生活への補てんという形でご利用いただいているのかなというところで考えております。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いします。

現金給付に関しましては、令和7年度補正予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の地方団体職員向けのQ&Aにおいて、現金給付を実施する場合の留意事項として、個人を対象とした現金給付を行う事業を実施する場合は、経済対策の効果的、効率的な実施の観点から給付の目的を明確化するとともに、給付対象を合理的な範囲とする場合または緊急性があり、やむを得ない場合に実施計画への記載を認めることと記載がございました。それを受けまして、こちらのほうも奈良県の市町村振興課に質問を行いましたところ、県からの回答としては、全世帯の現金給付の下付については県内の複数の自治体から問合せいただいております。先ほど申しました内閣府からのQ&Aに記載のとおり、個人を対象とした現金給付を行う事業を実施する場合は、この給付の目的を明確化するとともに、給付対象を合理的な範囲とする場合または緊急性があり、やむを得ない場合に認めるとされております。全

世帯向けの現金給付は給付対象を限定しないものである上に、緊急性があり、やむを得ないとする理由づけも合理性に乏しく、この上記Q&Aに該当するとは言えないと考えており、こうした理由から、今後会計検査で指摘を受ける可能性もありますということでしたので、今回、現金給付は見送ったという経緯でございます。

以上です。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

委員の3つ目のご質問でございます。市内で使える事業所につきましては、委託業者のほうに更なる徹底をさせていただいて、現在126事業者のほうにはもちろんやるんですけれども、それ以外にも商工会とも協力いたしまして、そちらのほう増やせるように努力してまいりたいと思いますので。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 できるだけ、クーポンでいくなればやっぱり市内の事業をされている方、滞りなくきっかりと幅広くいってもらわんと、やっぱりその声が聞こえてきますので、その辺はよろしくお願ひしたいなと思いますし、これ先ほど、やっぱり63%が大型店なんです。ということは、これって、名前は出しませんが、どここのスーパーであったりどここのドラッグストアであったりということ、結局これ、市内で僕、経済回っていると思わないんですよ、言うたら。法人税も恐らく違うところに入るし。そやから何か、やっぱり現金給付というところ、先ほど会計監査と言われたかもしれないですけど、実際やっている行政もあるというところも聞いていますので、その辺も、1回検討されたということやからそれはもうあれかなと思うんですけど、結構市民の方、聞くのは、やっぱり現金とかそういうところが使い勝手がいいなということは聞きますので、もし次何かまたこういうことがまた物価高対策ということで、もしかしたらこの重点支援地方創生交付金で出てくるかもしれないですが、そのときはまたしっかりと考えていただきたいなと。今までこれやっていたからいいよというわけじゃなくて、やっぱり今やった効果検証も含めて、また市民の方々が使いやすいようにしていただけたらなと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかにないですか。

ちょっと私のほうから確認しておきたいけど、西川課長の答弁の中で緊急性とかいう話出てきて、現金でしたほうが、印刷費、印刷にかかる時間とかそんなも含めて早くできるわけですか。早く対応できるという方がいいの。それと経費も要らないという部分があって、そういう問合せをしたというふうに受け止めていいんですか。

西川課長。

西川企画政策課長 おっしゃるとおりです。現金給付も一旦は候補として、検討はしようかなと思ったんですけども、まず、このQ&Aに書いてたので、まず最初に県の市町村振興課に問合せしたら、先ほど申し上げたような回答がございましたので、事業の検討化については、見送

ったという経緯です。

以上です。

藤井本委員長 ほかにございますか。

谷原委員。

谷原委員 そしたらまず最初に、1目一般管理費のほうの各種相談事業のほうについて、1点目お聞きいたします。これは奈良県の監査によって、事業者監査を行ったところ、介護給付費について不正に取得していたということで、返還しなさいということで監査のほうからあったということで、これ県の監査ですよ。ちょっと分からなかったのは、なぜ葛城市がその訴訟を受ける対象となるのか。だから、葛城市が訴訟を受けることになるので対応の費用ということなので、ちょっとこの仕組みが分かりませんでしたので教えていただきたいと思えます。

それから2つ目の地方創生臨時交付金事業費ですけれども、これは国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金だと思うんですが、これ、国から降りたお金が幾らなのか。総額が幾らで、これ推奨メニューと、既にもう補正予算の中で支出されているものもありますけれども、その中で推奨メニューがこの金額そのものなのか、ちょっとその総額を教えてくださいたいんです。これ1つです。

ほんで、2つ目は、推奨メニューとして、現金給付されるような地方自治体もあったり、いろんなことをやられているわけですね。クーポン券だけではなくて、生産者に対して例えば燃油を補助するとか、生産者に対して出されている地方自治体もあるし、非常に多種多様な推奨メニューの中でやっておられるんですが、ほかの自治体等のことについては、葛城市としてどの程度把握されているのか。

この2つお伺いします。

藤井本委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海でございます。ただいまの委員のご質問にお答えいたします。

介護給付費の支給決定は市であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を根拠として、今回、市が不正利得があった原告に介護給付費返還命令を行ったことで、訴訟の被告となっております。

説明は以上となります。

藤井本委員長 違うやん。奈良県の監査で、奈良県と葛城市の関係がどうなっているのということを答えていただかないと。ご質問の内容は。

能海課長。

能海社会福祉課長 すいません。奈良県の監査に基づいて、市のほうで介護給付費の不正利得があったと判断しまして、原告に対して介護給付費返還命令を行ったことに対して訴訟の被告となっております。

藤井本委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 すいません、保健福祉部、中井でございます。

今回につきましては、事業所への認可事務は県のほうになっておりまして、例えば人員の

加算であったり事業所の環境のことについては、県のほうが認可していただいております。その中で、監査がありまして、その監査情報に基づきまして、市としましては、先ほど申し上げましたように介護給付費の支給決定は市となりますので、それぞれの事業所への支給決定は市ということで、給付費のほうもこちらのほうからお支払いしているということになります。ただ、内容につきましては、県の監査の内容に基づきまして指導等を受けまして行っておりますので、監査と同じように基づきまして、不正であったところにつきまして返還を求めたところがございます。となりますと、市のほうが給付をいたしまして市のほうに返還を求めておりますので、市のほうが被告となった状態でございます。

よろしく申し上げます。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いたします。

今回の交付限度額につきましては4億1,816万8,000円。今回の事業費の4億116万8,000円を、残りの1,700万円につきましては、令和8年度の当初予算で計上する予定としております。

あと他市の事例なんですけども、今回の物価高騰の対応の他市の事例を見てみますと、やはり商品券や地域振興券というようところが非常に多いです。あと、あるとするなら給食の無償化をするであつたりですとか、ほとんどがそういう使い方になっているのかなと思っております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 介護給付費の不正受給に係る訴訟の件なんですけれども、2つ目の質問なんですけど、市が監査するという事はもうないんですね。要は、県が認可しているから、県のほうで監査をやると。その際に不正受給が見つかったら、それは支給しているのが市なので、そちらのほうでの対応となるということなんですけど、要は会計に関する監査を事業者に対して市が支給しているんだから、市が監査するという事は権限があるのかなのか、ここをお聞きしたいんです。やはり不正受給の件は私ども聞くときがあるんです、あの事業者。働いている人いるからね、そこで。漏れ聞こえてきたりすることもあるんですけど、何とかならないかという相談も受けることがあるんですが、これは全部県と。市は関係ないということでもいいのか。つまり、市にそういう監査する権限があるのかどうか。これお聞きしたいと思います。

それから、次の地方創生臨時交付金事業のほうなんですけど、多くのところ、総額は分かりました。若干1,700万円ぐらいは次年度ということでもあります。

推奨メニュー、多くはクーポン券なんですけど、先ほど西川委員もおっしゃったように、やっぱり現金給付ということで、いろいろやって工夫されているような自治体もあるかと思うんです。これは、ある市長さんがツイッターに上げられたところに、水道料金の口座は葛城市、全世帯把握しているということになりますので、そこへ向けて、水道料金の名目だと思わなんですけど、基本料金を前倒して現金給付するみたいな形でツイッターで上がっているようなところもあったんです。それで私もびっくりして、いろんな手法をそれぞれ行ってお

られるけど、総務省は総務省の指導があるのでそういうガイドラインということなんですけど、これは意見になるんですけども、やはり先ほど来ありましたように、クーポン券になると非常に使うところも限られてくるので、本当に物価対応だったら現金給付で、事務費があまりかからないでほぼ全額市民に渡るような方法を、これちょっとまた検討を、これは要望ということなんですけど、お願いしたいと思うんです。これはもう要望だけになりますので。

藤井本委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課、能海でございます。

県の指定に関する監査については、権限は県だけとなります。給付につきましては、市のほうで給付のほうをしておりますので、給付に対する監査は市のほうでもできる権限はあるんですけども、今回は県の指定に関する監査のほうで不正のほうが通知されましたので、それに基づいて市のほうから返還に関する決定のほうをさせていただいております。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっと確認なんですけど、市のほうも監査の権限があるということですね、支給については。それで、これは定例的に行われているんですかね、市内事業者に対して。この確認だけ、すいません、お願いします。

藤井本委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 奈良県のほうで監査のほうをされるときに一緒に同行させていただいて、市のほうで分かる範囲内で監査のほう、確認のほうはさせていただいております。

藤井本委員長 いいですか。

ほかに質疑ないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 すいません、クーポン券に関して軽く聞きたいんですけども、先ほど63%が大型スーパーなどなどとおっしゃって、僕、西川委員おっしゃったみたいに現金のほうがいいんじゃないのと思ってるねんけど、やっぱりクーポンやと市内活性化という名目も入っているんで、聞かせてもらいますね。これは高いの、低いのところなんですよ。ほんで、プラス、今までもやられていて、先ほど課長の答弁、対象店が126あるということなんですかね。そのうちどんだけが使えるんかというお話になってくるし、全部使えるんですかね、市内業者。じゃないでしょう。そういうふうな申請してという、やられてで、ちゃんとそういうアナウンスちゃんとできてんのって。126という数字があんまりよく分からなかって、126というのを、全部なんか、126登録されていますけどもほかにも店があるんか。プラス、言うたら残っている方々にはどういうアナウンスを、せっかくやねんからやってほしいんですけど、そういった努力はされているんかと、残りの37%というのはどういう店で使われているのか。飲食店なんかとか、そういうところをちょっと、どんなところが人気なんかというのをお聞かせ願いたいなと思います。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

63%が高いのか低いのかまではちょっと私は分かりかねるところなんですけども、そ

れ以外でいきますと飲食店が11%ぐらいということになっております。スーパー関係、大型店以外のスーパー、食料品、飲食、酒類と、ドラッグストア、化粧品関係で、先ほどの飲食店を合わせますと、これがまた82.42%ということで過去のアンケートでは数字としては出ております。

先ほどの利用できる店舗に関しましては、過去に実施いたしました、令和4年度に実施させていただいたときには113店舗。これも全て公募をさせていただいた中で参加しますと手を挙げていただいた事業所の数が113店舗ですので、市民の方はこの113店舗でクーポンが利用できるという状態になっております。全ての店舗数、事業所数の数は把握はしていませんが、もちろん100%なわけがございませんので、うちといたしましては、市民の方がいろんなところでも使えるように広く周知をしていくように、広報であったりとかで働きかけるとかいうところで、広報していきたいなというところで考えております。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 こっちからというのは、公募しますよだけやというニュアンスですよ、今の話。ちゃうんですかね。例えば、前は113で今126っていうお話やったけど、全部が全部把握しているかどうかは一旦おいておいたとしても、残り少ないのかなと思ったりもするんですよ。ほんで、中には、やり方分からんしめんどいわって人もおるような気がして、何かちょっとの努力で上がるような気がするんです。ほんで、僕も聞く声では、そんなん知らんわという人も中にはおるっちゃおるんですよ。それが知らんのか、知らんと言っているのかは分からないですよ。そういうアナウンスって、だって市内活性が目的の1つなんでしょう。となったら、ちょっとそこはつじつま合わせてほしいなと思っているんですよ。そこをちょっと今回は考慮に入れていただいて。

ほんで、この数値、今聞いたところ、飲食店が10%程度というのはなかなか、何か寂しい数字のような気がするんです。確かに生活用品とか買われるからそういうふうな使い方されるの分からんでもないんですけども、やっぱり市内、そういう小さいお店とかそういうところをちょっと活性化したいなという意味でも、何かその辺の努力というのは、ちょっと今回入らせていただけるのかなと。

他市との比較というのは規模が違うから分からないんですけども、ただ、地元の活性化という意味では、やっぱり大型スーパー等々の数字が低いほうが僕はある程度いいと思っているんで、その辺の、今回は、いやずっと僕そう思っていたんですけど、今回は何回かこなした上での経験値がある上で特別にこんなんしますみたいなの、あったら教えていただきたいです。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

先ほどのアナウンスの仕方につきましては、これまでもコールセンターから市内の事業所を電話帳等で調べた上で、ご参加いただけますかという協力をするように仕様書にも入れていますし、実際そういったこともさせていただいております。ただし、前回まででいきますと、

コールセンターから事業所にかけてときにちょっと不審がられるというところがやっぱりあるらしくて、そこら辺をちょっと今回うちのほうから一度、先ほどちょっと言った商工会とかを介しましてうちの名前でこの業者に委託しておりますので、ご協力みたいなのを何かつけたりとかそういう形で、もうちょっと市がちゃんとやっているんですよというところをお伝えできたらなど、もうちょっと率も上がるのかなというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 なるほど。やっているだけどうまいことってないって感じですよ。でも、やっぱりその業者、確かに市の事業なんで、できるかできないか分かりますけど、もう部署から直接、1,000も2,000もかけるわけちゃうと思うんですよ。でもその辺はちょっとずつでも努力してあげていってもらったほうがええと思うんで、ちょっと今回は、またいつかタイミング聞きますけども、成果を上げていただくようよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 今、杉本副委員長が質問されたので、私も1つ確認をしておきたいと思うのは、事業者さんが、113店舗から126店舗、事業所というか、増えたと。これは1つ、地域振興券というのがあるときに、その時期にいつもよりも、地域振興券が配布されたときに売上げが上がるのか。それによって事業所が効果あるのかというようなヒアリングはされたことないと思うんです。参加されませんか、参加されます。これ11%ということは、今回でも3億7,700万円の中で11%って3,000万円ほどの効果ですよ。ほんならこれ、経費が2,400万円かかりますね。2,000万円以上かかりますね。ほんなら、このクーポン券を配布することによって、経費を見たときに事業効果というところの数字が非常に少ないけども、そこで事業者さんがその数字よりもこの地域振興券のおかげで、もうすごく今回事業が、売上げ上がりますというようなことを聞いて初めて事業効果ってあると思うんですけど、そこまで、これ今までも何回かやってますやん。いつもこのぐらいの経費がかかって、必ずかかります。これから何回でも同じことをしてこの経費をかけていって、クーポンというのが本当にいいのかどうかというのが事業効果として出てくると思うんです。だから、ここまでの分析をやっぱりしてもらわないと、実際に葛城市の中で事業者さんがほんまに喜んでいるのかどうかというのは分からないでしょう。私はそこまで分析した結果、これからどうするかというのを、まあ今回はね。でも、前も2,500円のクーポンに2,000万円以上かかったと。そんなことになっていくと、経費は変わらへんのですよ。それ、経費が変わらへんのに事業効果がさほどその経費の割には効果がなかったら、これは地域の活性化というところにほんまに寄与するのかって言うたらちょっと違うかなと。

だから、このパターンでまたこれからもある可能性があるとするれば、やっぱりそこまでうちの葛城市の事情として、商店に対してその事業効果があるのかどうかというのは、もうちょっと数値的にというか、ヒアリングしてもらって、いやいやこれありがたいですよと言われるのであればやればいいし、それは現金でやるのか、現金でやらない。もうほんまに経費かかるわけですから、この経費をやっぱりどう捉えるかというところはちょっと私もお

願いをしておきたいなと思いますので、意見だけですけど。答弁できるんやったらしてください。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ご意見ありがとうございます。効果検証につきましては、今回、事業者に向けてアンケートのほう、参加いただいた事業者だけにはなりますけれども、そこに対しましてのアンケートを今後のために取らせていただきたいということで調整させていただきます。すいません、ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかにないですか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひします。

訴訟弁護士の委託料のほうなんですけど、これ、着手金ということで説明を受けたんですけども、今後どれぐらいかかってくるのかなということも、想定も含めてお聞かせいただきたいのと、あと、話聞いてて、やっぱりこれ、返還命令があつてというところで、県の監査があつてという話なんですけれども、監査があつて、手続ちょっと教えていただきたいんですけれども、業者さん自体はそれを素直に受け入れられへんから訴訟ということになっているわけですね。そこに至るまでに、何らかの県に対する、この命令に対する不服申立てというんですかね、そういう手続があつてここに至っているのか、それともいきなりこうやってぼんと訴訟になっているのかとかというところも、もうちょっとだけ経緯、説明いただきたいんです。よろしくお願ひします。

藤井本委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課、能海でございます。ただいまの委員のご質問にお答えします。

1点目です。今後の裁判等の費用につきましては、現時点で具体的な金額や影響をまだお示しできる段階にありませんので、すいません、今回この場では説明のほう差し控えさせていただきます。

2点目になるんですけども、県とその事業所さんのほうで、県の監査の結果に対して事業所様のほうから行政不服審査のほうされている段階、まだされているということはお聞きしております。その監査の結果に対して納得してないということで。その中で、市のほうが決定したこの介護給付費返還命令に対しては、市のほうに訴訟のほうをされている状況であります。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 そしたら今、不服審査のほうを県と協議している中で、こっちと並行して、こっちの返還命令も訴訟されているという、そういう流れになるわけですね。これ、不服審査のほう業者さんの言い分がやっぱり正しいと、監査の結果よりも不服審査の業者さんの言い分正しいとなったときには、裁判終わってしまうわけですか。僕そのたてつけがちょっとよく分からんなど。普通は不服審査のほうきちっと却下されて訴訟のほうに移るんやったら分かるんですけども、それを途中でされているから、ちょっとその辺りが、結局弁護士さんにこう

やって市のほうで、単費のほうでまたお願いしていくとなると、こういうケースが何回も続くと非常に困った話やなど、市の予算ばかりが計上されてもったいないなあというふうに思うんで、その辺りの今後の対策とかも含めてどのようにお考えなのか、おっしゃられる範囲でお聞かせいただけますか。

藤井本委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部、中井でございます。

今回の件につきましては、本当に私どももまれなケースといえますか、こういうふうに裁判、訴訟されるということは初めてに近いかなと思っております。私どもにしましても、県の監査の通知と指導を受けまして、返還命令を事業者をお願いしたところですが、またその事業者さんで県のほうに不服審査はもう立てられているというのは聞いておりますが、中身については公開はされておられませんけれども、逆に監査の結果を受けて返還命令をしたところで、返還もしていただいたにもかかわらず、こういうふうに裁判を申し立てられたというところについては、私ども大変苦慮しているところでございまして、逆に今後これをどのように進めていくかというのを本当に真摯に受け止めて十分に対応していかなければいけないというところで、なかなか今後どのようにしていくかというのは、慎重に進めていきたいと思っている案件になっております。

藤井本委員長 これ、皆さん大体分かってきていますか、この案件について。大丈夫ですか。ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論終結をいたします。

これより議第1号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があればこれを許可いたします。ございませんか。奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

藤井本委員長 ありがとうございます。

ほかに委員外議員の発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでしたら、発言を終結いたします。

これもちまして予算特別委員会を閉会をいたします。慎重にご審議いただきましてありがとうございました。

閉 会 午前11時13分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 藤井本 浩